

茅ヶ崎市記者発表資料
2025年3月24日
くらし安心部防災対策課 課長 佐野 敦樹
電話0467(82)1111 内線1469

神奈川県より津波災害警戒区域の指定を受けました

市は3月24日に神奈川県より津波災害警戒区域の指定を受けました。指定に基づき、新たな津波ハザードマップの作成、避難訓練の実施、津波一時退避場所の強化等、津波避難対策を積極的に進めてまいります。

1 津波災害警戒区域とは

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県が指定する区域の一つです。この区域は、大規模な津波が発生した場合に住民が円滑かつ迅速に避難するための対策が特に必要な地域として指定されます。

2 津波災害警戒区域指定の効果

- ①「基準水位」が公表され、避難場所の高さがより明確化されます。
- ②警戒区域内に立地し地域防災計画に定められた病院、学校、幼稚園、高齢者施設等の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び訓練が義務化されます。
- ③宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となります。



3 今後の市の対応

- ①津波災害警戒区域に基づく津波ハザードマップを作成し、令和7年9月に全戸配布を予定しています。
- ②津波ハザードマップを使って、津波への意識の向上及び避難行動の促進を図るための啓発を行います。
- ③沿岸部の地域を対象とした津波避難訓練を、令和7年11月に実施を予定しています。

4 確認方法

津波災害警戒区域の指定について（神奈川県ホームページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/tsunami/kuiki.html>